# 第4編 水質調査編第1章 水質調査

### 第1節 準拠基準等

請負者は、調査の実施に当たっては、次に掲げる基準等及び**設計図書**によるものとし、 最新の技術基準等に基づいて行うものとする。

なお、使用に当たっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

- (1)改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編(日本河川協会)
- (2)改訂ダム貯水池水質調査要領(ダム水源地環境整備センター)
- (3)堰水質調査要領(ダム水源地環境整備センター)
- (4)河川水質試験方法(案)

(建設省建設技術協議会水質連絡会・河川環境管理財団編)

(5)底質調査方法(環境庁水質保全局編)

## 第2節 調査項目

調査項目は、調査目的、ダム等の諸元、流域条件、水質の変化の度合等を考慮して決定するものとし、設計図書によるものとする。

# 第3節 調査内容

調査項目、頻度、地点、深度等の調査内容は、原則として第4編第1章第1節の準拠 基準等によるが、実施項目等は、**設計図書**によるものとする。

# 第4節 水質調査方法

水質調査の方法等は、**設計図書**又は第4編第1章第1節の準拠基準等によるものとする。

### 第5節 調査結果の整理方法

調査結果は、第4編第1章第1節の準拠基準等に準じてとりまとめ整理するものとする。

- 64 -	
--------	--